

居宅介護支援業務運営規程

(事業の目的)

第1条 社団医療法人英静会が開設するケアプランセンターもりのいえ（以下「事業所」と言う。）にて行う居宅介護支援の事業（以下「事業」と言う。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員は要介護状態と認定された利用者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営方針)

- 第2条
- 1 事業所の介護支援専門員は、利用者又はその家族が日常生活を営むための居宅サービス計画書を作成すると共に、サービス事業者やその他の者との連絡調整等の便宜の提供を行う。
 - 2 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅療養管理指導・その他の生活全般にわたる援助を行う。
 - 3 事業の実施に当たっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 ケアプランセンターもりのいえ
- 2 所在地 日光市根室607-5

(職員の職種、員数、及び勤務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び勤務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 主任介護支援専門員 1 名

管理者は事業所従業員の管理及び業務の管理を行うものとする。

- 2 介護支援専門員 介護支援専門員 1 名必要に応じて配置。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、土・日曜日及び 1 2 月 3 1 日から 1 月 3 日まで除く。

- 2 営業時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 3 0 分までとする。

- 3 平日 (17 時 30 分～8 時 30 分)・定休日 (土・日曜日・12 月 31 日～1 月 1・2・3 日) は留守番電話での対応とし、原則介護支援専門員から折り返します。但し、翌営業日に折り返しがない場合は森の家事務所 (電話番号 ; 0288-26-6500) へお手数ですが再度ご連絡下さい。

(事業の内容及び利用料等)

第 6 条 1 事業の内容は次のとおりにし、全額保険請求する。介護報酬告示は事業所の見やすい場所に掲示すること。

- 2 次条の通常行う事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は次の額を請求する。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。

(1) 事業所の通常の区域を越えた所から 1 k m 5 0 円

- 3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名 (記名押印) を受ける事とする。

(居宅サービス計画作成方法)

第 7 条 1 介護支援専門員は、居宅サービス計画作成の為に必要情報及び作成内容の合意を得る為に、利

用者及びその家族と緊密な連絡調整をとるものとする。(居宅訪問などを含む)

- 2 本事業所は、標準課題分析に従い、居宅サービス計画を策定する。
- 3 居宅サービス計画を策定するにあたり、利用者及び家族の同席のもとサービス担当者会議を開催する。サービス担当者会議を開催しない場合には、サービス担当者と緊密な連絡を取るものとする。
- 4 居宅サービス計画作成終了後は、サービス利用票に署名(記名押印)を受ける事とする。
- 5 介護サービス実施期間中は、毎月1回以上の訪問を行いサービス実施状況を確認するものとする。又、サービス変更時は、その都度訪問しサービス利用票を提供しサービス利用票に署名(記名押印)を受けるとする。この場合、軽度の変更の場合は、サービス利用票の提示を行わない事もあるものとする。

(緊急時等における対応方法)

- 第8条 当事業所職員等は、訪問を実施中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

- 第9条 通常の実施地域は、旧今市市および宇都宮市の一部(富屋地区・篠井地区)、塩谷町の一部(船生地区)とするが、当事業所と利用者双方の同意に基づき例外は認める事とする。

(苦情・ハラスメント処理)

- 第10条 1 当事業所は、提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等(第4項において「指定居宅介護支援等」という。)に対する利用者又はそのご家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。
- 2 当事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町が行う文

書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町が行う調査に協力するとともに、市町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 当事業所は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。
- 4 当事業所は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第11条 1 当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の事項を講ずるものとする。

- (1) 虐待の発生又はその再発を防止するための対策を検討する委員会を定期的実施するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

※ 虐待防止に関する委員会；1回/2月・必要に応じ随時開催

- (2) 虐待防止の指針を整備する。

- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的開催する。

※ 虐待防止に関する研修；年1回

- (4) 当事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

- (5) 前4号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

虐待防止に関する責任者；役職 管理者 氏名 齋藤 剛

(業務継続計画)

第12条

- 1 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）の策定等にあたって、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的を実施するものとする。

※ 業務継続に関する研修；年1回 訓練；年1回

- 2 定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理)

第13条 感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる事項を講じるものとする。

- 1 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催する（感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する）とともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

※ 感染症に関する委員会；1回/6月・必要に応じ随時開催

- 2 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成する。
- 3 感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練実施する。

※ 感染症の予防及びまん延防止のための研修；年1回 訓練；年1回

(その他運営に関する重要事項)

第14条 1 当事業所は、職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものと

し、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後2ヶ月以内

(2) その他質的向上を図るための研修 随時

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、その完結の日（当該指定居宅介護支援を提供した日をいう。）から最低5年間は保存するものとする。
- 5 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項医療法人英静会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成26年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成28年 10月 1日から施行する。

この規定は、令和 6年 4月 1日から施行する。

この規定は、令和 6年 12月 21日から施行する。